

## 第3次亀山市消防力充実強化プラン（最終案）に対する意見への回答

消防本部消防総務課

【個別意見】

該当頁	項目	意見	回答
3	2 プランの基本的な考え方 (2) 施策の大綱 施策の大綱1 施策の大綱3	職員の人材育成だけでは頭打ちになるので、人員を法定内で増員すべきである。	消防体制の充実強化として、職員の増員は望ましいものと考えますが、現在、津市・鈴鹿市・亀山市で検討を進めている消防指令センターの共同運用によって見込まれる人員効果を活用した運用を図りますので、増員について記述しないことといたします。
5・6	3 施策の展開 施策の大綱1 現状と課題	新鋭設備のある消防指令センターの共同整備はよいと思うが、各消防本部の独立性との兼ね合いはどうするのか。	消防指令センターの共同運用の方式については、「協議会」方式とする予定です。 当該方式は、「事務委託」などと異なり、構成団体が対等・平等な立場であり、各市の意思を尊重した運営となることから、本市消防本部の独立性は保たれるものと考えております。
11	3 施策の展開 施策の大綱2 基本施策と施策の方向 2 住宅防火対策の推進	「◆放火対策の推進」は「◆放火防止対策の推進」とした方がよいのではないかと。	「◆放火対策の推進」については、「放火防止対策の推進」と「空家等への火災予防指導」に分けて施策を進める計画を立てておりますので、施策の方向の名称には、総称として「◆放火対策の推進」という文言を使用させていただきます。

17	3 施策の展開 施策の大綱4 現状と課題	消防団の出動について、災害ではない行方不明者などの捜索任務について、プランに記述すべきである。	災害によらない行方不明者の捜索については、従来から「亀山市消防団条例」等に位置づけられた消防団の活動の一つであり、現状に係る記述に包含されているものと考えます。また、今後における当該活動に関する消防本部としての取扱いについても、変更の必要性はないと判断していることから、記述しないことといたします。
----	----------------------------	---	---